

人口問題研究所  
研究資料第三二號

昭和二十三年五月

子女數別子女扶養費に就いて

——第三次育兒費調査結果に関する研究その二——

厚生省

人口問題研究所



累の年令別子女扶養費に於ては子女の年令的成長に伴う育児費の推移を観たのであるが、此処では子女数の増加に從つて育児費及び之と關聯する世帯の一般家計が如何に推移するかを觀察せんとするものである。

集計世帯總數は一、二九二にして、これを子女數別に、更に地域別即ち、大大都市、市部及町部別に集計した。但し、六子以上の世帯は事例數の過少のため六子以上の世帯として一括集計した。

#### 第一 世帯の子女數別分布

世帯の子女數別分布は第1表の示す如くである。

第1表 子女数別世帯数  
実数

	計	大大都市	市部	町部
0子世帯	133	18	54	61
1子	243	25	98	120
2子	273	25	121	127
3子	297	17	137	143
4子	185	17	77	91
5子	111	17	39	55
6子以上	50	4	20	26
計	1292	123	546	623
全上構成比				
0子世帯	10	15	10	10
1子	19	20	18	19
2子	21	20	22	20
3子	23	14	25	23
4子	14	14	14	15
5子	9	14	7	9
6子以上	4	3	4	4
計	100	100	100	100

即ち、第一表の示す如く、最頻値は平均では三子（三子）より精確には三子（三子）の前にあり、又二

0	子世
1	子
2	子
3	子
4	子
5	子
6	子
	計
0	子世
1	子
2	子
3	子
4	子
5	子
6	子
	計

即ち、第一表の示す如く、最頻値は平均では三子（ヨリ精確には三ハ子）の所にあり、又この地域別にみると、市街及町解は何れも又兄三子の所にあるか、大々都市に於ては二子の所にある。まぢ、子女数別世帯分布関係は構成比で見るとヨリ明確である。

斯く子女数別世帯分布の型が地域的に異つてゐるのであるか、寧ろ、この地域差の中にも社会的集団としてのこの集団の本質へ安定性（が）兒受けられるものといへよう。

第二 子女数別純育兒費

次に右の世帯における純育兒費は子女数が増すに従ひ如何に推移するかを觀察する。

但し、純育兒費とは年令別子女扶養費の所で示した如き内訳をもつものにして、その内訳の变化は年令別に觀て意味をもつものであるから年令別に集計せざるここでは總額のみを採つた。

第2表の一 子女数別総育兒費

世帯別	平均	大 大 都 市	市 部	町 部
1 子	34.02	29.28	31.53	28.95
2 子	39.80	52.34	39.00	38.09
3 子	45.32	55.40	43.85	45.53
4 子	52.99	62.50	49.84	52.95
5 子	93.14	103.08	68.11	67.44
6 子以上	80.81	103.57	86.18	73.12
平均	46.23	59.87	44.78	44.93
	合上一子	基準指数		
1 子	100	100	100	100
2 子	132	178	127	131
3 子	151	188	139	157
4 子	176	230	159	182
5 子	264	352	216	233
6 子以上	269	354	270	252

その推移は次の第二表の示す如くである。

先づ、絶対数の推移をみると、一子増す毎に平均（〇町一六銭である）を、地域別により、大 大 都 市、市 部、町 部、一〇町九三銭、

先づ、絶対数の推移をみると、一子増す毎に平均一〇歳一六歳である。これを地域別にみると、六大都市は一四四八六歳、市部一〇四九三歳、町部八四八五歳の順位となり、六大都市の開きが特に目立つ。

これを一子基準指数で見ると第2表の一の如く、平均では六子世帯では約七、七倍にし、地域的にみると六大都市は三倍半、市部二、七倍、町部二、五倍にして、六大都市が特に増加が顕著である。

總育児費總体の推移は右の如くであるが、これを更に子女一人当りについてみると次の第2表の二の示す如く、その性質上の低下の程度へ節約度をも含めて、一が明らかになり、更に地域による慣習の相違がヨリ明確にみられる。

第2表のニ 子女一人当り純育兒費

世帯別	平均	大大都市	市 部	町 部
1 子	30.2 <sup>2*</sup>	29.28	31.53	28.95
2 子	19.90	26.17	19.50	19.64
3 子	15.11	18.47	14.61	15.18
4 子	13.25	16.87	12.46	13.24
5 子	14.65	20.62	13.62	13.49
6子以上	13.47	17.26	14.36	12.20
全上一子基準増徴				
1 子	100	100	100	100
2 子	66	89	61	66
3 子	50	62	45	52
4 子	44	45	40	46
5 子	49	69	42	47
6子以上	45	59	45	42

即ち一般的には子女数の増加と共に規則的を減傾向を示しているが、唯一子及五子世帯において特に高いことが自立つてゐる。更に地域別に見ると、市部、市部、大大都市の順位で低下してゐる。六大都市の低下の小さいこと注意すべき事柄である。

以上において純育兒費とは純育兒費とその孤立的、體体的な姿においてその



第2表の三

純育児費(対總支出百分比)

世帯別	平均	大阪市	市部	郡部
1子	19.0	15.3	20.0	19.1
2子	21.8	25.6	21.5	21.4
3子	23.3	25.7	23.4	24.0
4子	24.6	26.4	23.7	24.8
5子	27.6	33.0	28.1	26.6
6以上	31.1	40.2	32.2	28.7
平均	23.5	26.1	23.0	23.1

以上において、は純育児費とその孤立、總体的な姿においてその推移を観察したのであるが、更に、階級的、相対的に觀察して純育児費の家計においての地位を明らかにする必要がある。又特に地域別に比較するには、地域により物価水準が異なっているため同一貨幣価値の支出は必ずしも同一程度の満足が保障され得ないといふ意味においてこの相対的觀察は重要視を要する。この意味で對總支出百分比で見ると、次表の示す如くである。

即ち、第2表の三の示す如く、後述の如く、諸支出は相対的には何れも子や数の増加に伴い追減してゐるのであるが、この純育児費のみは相対的に増加していることは注目すべきである。



即ち、市部は町部より若干高く、又多子世帯へ五子及六子以上の世帯で高い。六大都市は平均においても、一子世帯を除き、何れの世帯においても最も高く、更に多子世帯において特に高いことが明瞭に示される。

なお、一言説明を要することは、以上においてみた如く絶対額においても、多子家庭の育児費が特に高く、又六大都市において特に然うである現象である。之は育児費は曩に年令別の分析において見た所による也子女の年令が進むに従い育児費は増加するのであるが、特に、生徒の年令に達すると急激に増加するのや、多子家庭にはこの生徒の年令の子女の分布割合がより高くなつてゐることと因ると考へられる。又六大都市においては更に第3表でみた如く生徒の子女に対する育児関心が特に高いために育児費がとりわけ高くなると考へられる。

最後に、第2表から一子増す毎の育児費の平均増加率を計算してみると、一子毎に0.3大單位増加する。

又、これを地域別に作つてみると、

大 大 都 市 〇、五 三

市 部 〇、三 二

郡 部 〇、三 一

であり、大大都市は著しく高いことが窺はれる。

(註) 子女数を変数として純育児費の直線傾向線を作ると大々次の如くなる。

平均  $Y_1 = 0.5 + 0.36X_1$

大 大 都 市  $Y_2 = 0.5 + 0.53X_2$

市 部  $Y_3 = 0.55 + 0.32X_3$

郡 部  $Y_4 = 0.57 + 0.31X_4$

第三 基本的生計費及其他の生計費

基本的生計費

此処で基本的生計費とは第4表の示す如く所謂衣食住（光熱費をも含む）の経費を指すのであるが、之は本調査においては衣服費を別として子女の消費分をも含んでいるから、広義

の育児費が含まれている。この生計費が子女数の増加に従い如何に推移するかを観察する。

その内容は第4表の示す如くである。

基本的生計費

世帯別	平均	大都市	市部	町部
0 子	87.87	102.33	99.54	77.64
1 子	99.31	119.93	100.86	93.75
2 子	113.63	121.89	115.96	109.82
3 子	119.69	136.23	118.05	119.27
4 子	131.88	159.15	128.72	130.90
5 子	152.90	180.97	144.82	149.75
6子以上	141.04	124.04	147.90	138.35
平均	120.14	133.96	117.18	113.56
		全上対總	世百分比	
0 子	66.13	65.47	66.51	65.99
1 子	63.10	64.81	63.77	62.14
2 子	62.43	59.36	63.87	61.73
3 子	61.55	63.08	62.89	60.15
4 子	61.30	62.31	61.01	61.32
5 子	59.25	57.95	59.95	59.28
6子以上	54.31	48.19	55.29	54.49
平均	61.26	61.21	62.55	60.89

先づ、平均において、第4表の一の示す如く絶対的には当然増加するのであるが、相対的には、純育児費が増加しているのに対し、逆減傾向を示している。又零子世帯か有子帯に比して相対的に著しく高いことが目立っている。

これを地域別にみると市部、町部、大都市の順位の高さを示すのであるが、更にこの関係とより明瞭に把握するために前後の如く平均との比を作ってみると第十表の二の如くなる。

第 4 表 の 二

		大 大 都 市	市 部	町 部
平	均	0.99	1.02	0.99
0	子	0.99	1.05	0.99
1	子	1.27	1.01	0.98
2	子	0.95	1.02	0.98
3	子	1.02	1.02	0.97
4	子	1.00	1.00	1.00
5	子	0.97	1.01	1.00
6	子以上	0.89	1.02	0.99

即ち、平均では市部が高いが、大大都市の低いことは明白である。又子女数別にみると、前表からも窺へる如く、一子世帯を除き、大大都市は概して低位にあり、特に、多子世帯において著しく低いことが注目される。

なお、各世帯平均は總体的にも相対的にも大凡三子世帯のものと一致している。

次に、これをその内容についてみると第4表の三乃至八の示す如くである。

第4表の三 基本的生計費内訳

世帯別	住居費 円	食費	被服費	均光熱費	計
0 子	19.92	44.07	13.67	12.21	89.87
1 子	19.47	48.21	20.22	11.41	99.31
2 子	20.03	56.83	22.44	14.33	113.63
3 子	21.45	61.65	20.95	15.64	119.69
4 子	20.19	71.96	23.77	15.96	131.88
5 子	25.16	82.00	28.30	17.44	152.90
6子以上	21.71	80.06	24.23	15.04	141.04
全世帯總支出百歩比					
0 子	14.66	32.43	10.06	8.98	66.13
1 子	12.37	30.63	12.85	9.25	65.10
2 子	11.01	31.22	12.33	7.87	62.43
3 子	11.03	31.71	10.77	8.04	61.55
4 子	9.38	33.45	11.05	7.42	61.30
5 子	9.75	31.77	10.97	6.76	59.25
6子以上	8.36	30.83	9.33	5.79	54.31

第4表の四

食費内訳 (平均)

世帯別	家		
	総額	主食費	副食費
0 子	44.07	13.02	31.06
1 子	48.21	13.84	34.37
2 子	56.83	17.95	38.88
3 子	61.65	21.93	39.72
4 子	71.96	28.48	43.48
5 子	82.00	25.36	46.63
6 子以上	80.06	24.24	45.82
対総支出百分比			
0 子	32.43	9.58	22.85
1 子	30.63	8.79	21.84
2 子	31.22	9.86	21.36
3 子	31.71	11.28	20.43
4 子	33.45	13.24	20.21
5 子	31.77	13.70	18.09
6 子以上	30.83	13.19	17.65

第4表の五

家 賃

世帯別	家 賃		
	大 市	市 部	町 部
0 子	30.54	23.25	13.85
1 子	29.30	21.70	15.61
2 子	24.35	23.21	15.56
3 子	29.21	22.08	19.92
4 子	27.31	21.81	17.70
5 子	28.42	23.23	22.43
6 子以上	19.00	24.09	20.29
全上対総支出 百分比			
0 子	19.52	15.54	11.78
1 子	15.83	13.72	10.34
2 子	13.34	12.78	8.75
3 子	13.53	11.76	10.05
4 子	10.69	10.34	8.29
5 子	12.30	9.62	8.87
6 子以上	7.38	9.00	7.99



第4表の大 費

世帯別	大 費		
	大 大 部 布	布 部	町 部
0 子	38.35	33.02	41.03
1 子	52.10	48.55	49.12
2 子	57.67	57.09	56.41
3 子	65.70	60.83	61.95
4 子	84.53	69.64	72.36
5 子	98.59	78.28	77.51
6 子以上	98.16	82.37	78.59
町 部 大 出 部 外 比			
0 子	24.54	33.02	34.89
1 子	28.15	30.69	31.21
2 子	28.13	31.44	31.71
3 子	30.42	32.41	31.24
4 子	33.09	33.01	33.90
5 子	31.56	32.40	31.43
6 子以上	30.36	30.79	30.94

第4表の七 版 費

世帯別	版 費		
	大 大 部 布	布 部	町 部
0 子	17.13	14.04	11.73
1 子	27.89	19.58	19.15
2 子	22.71	22.90	21.96
3 子	23.43	20.92	20.67
4 子	31.13	22.49	23.63
5 子	27.23	26.21	30.12
6 子以上	14.24	26.57	23.96
全 上 町 部 大 出 部 外 比			
0 子	12.24	9.38	9.97
1 子	15.07	12.38	12.68
2 子	11.08	12.61	12.34
3 子	10.85	11.14	10.42
4 子	12.42	10.66	11.07
5 子	8.72	10.85	11.91
6 子以上	5.53	7.93	7.44

第4表の八

## 光 熱 費

世帯別	大 大 都 市	市 部	町 部
0 子	14.34 <sup>0</sup>	12.93	11.03
1 子	10.64	11.03	11.87
2 子	13.94	12.76	15.89
3 子	17.90	14.22	16.73
4 子	15.57	14.77	19.21
5 子	16.75	17.10	17.89
6 子 以 上	12.65	14.87	15.53
	全 上 対 總 表	出 行 办 理	
0 子	9.18	8.57	9.37
1 子	5.75	5.97	7.86
2 子	5.80	7.03	8.93
3 子	8.29	7.58	8.44
4 子	6.70	7.00	8.06
5 子	5.36	7.08	7.07
6 子 以 上	4.94	5.56	6.12

即ち、夫々の費目の性質に応じて相対的には、光熱費、住居費、被服費の順位で何れも極めて顕明的な逆減傾向を示しており、子女数の増すと共に消費水準の低下を思はせるものがある。之に對し唯食費のみは逆増傾向を示している。然し多子世帯では反つて減少しているので、更にこの内訳を第4表の四によりみると右の多子世帯における食費の減少は副食物費の減少に基くものであり、つまり生活の切り下げがなされていくことが看取される。

又右の關係を地域別にみると第4表の五乃至八の示す如く、右の傾向は大大都市において特に顕著に表はれている。要するに、大大都市においては相対的には奢侈的要素をもつ住居費、被服費において本来高い支出水準をもつのであるが、子女数の増加に従いその低下割合も高いことが看取される。又他方相対的に食費、光熱費においては支出水準が低い傾向にある。

更に、この基本的生計費を家族一人当りについてみると次の第5表の示す如くである。

第5表 家族一人当り基本的生計費  
実数

世帯別	平均	大都市	市	郡	町	部
0 子	44.93	51.16	47.77	38.82		
1 子	33.10	39.98	33.62	31.25		
2 子	28.41	30.42	28.79	27.45		
3 子	23.94	27.25	23.61	23.85		
4 子	21.98	26.53	21.45	21.81		
5 子	21.84	25.85	20.67	21.42		
6 子以上	17.63	15.51	18.49	17.29		
	全上	一子基準	指数			
1 子	100	100	100	100		
2 子	86	76	86	88		
3 子	73	68	71	76		
4 子	67	66	64	70		
5 子	66	65	61	68		
6 子以上	54	39	55	55		

即ち、絶体的にも相対的にも極めて規則的な減少傾向を示しているのであるが、その減少には限界があり、五四%の所で止まっている。如何に家計の運営を合理化し、節約してもこの費目の性質上低下に限界があり、前記の育児費程低下し得ないのである。

なおこの生計費目の每一子増の平均増加率は〇・〇九七單位である。

其の他の生計費

これは世帯の生計費中育児費と基本的生計費を除いた部分、即ち、厚生費及娯楽費、である。従つて更に年令別の分析において見た如く年

第6表

## 其他の住計費

世帯別	平均	大都市	市	町	部
0 子	460.1	53.97	50.13	40.02	
1 子	28.05	35.84	25.78	28.28	
2 子	28.58	30.99	26.61	29.99	
3 子	29.41	24.93	25.81	33.49	
4 子	30.70	28.77	33.42	29.60	
5 子	32.02	28.24	28.64	35.60	
6 子以上	37.79	29.81	33.44	42.36	
	△上総支出	の百分	比		
0 子	33.9	34.53	33.49	34.01	
1 子	17.8	19.78	16.30	18.8	
2 子	15.7	15.10	14.66	16.5	
3 子	15.1	11.26	13.71	16.8	
4 子	14.2	11.29	15.34	13.9	
5 子	12.4	9.05	11.90	14.0	
6 子以上	14.9	11.3	12.47	16.6	

令の高い子女をもつ世帯、概して多子世帯、では子女の消費分がヨリ多く含まれている。その数字は表の示す如くである。

即ち、この費目は子女数の増加によつて絶体額においてすら殆んど増加し得まい。当然予想される如く相対的には顕著な逓減傾向を示しているのであるが、唯右に述べた如き事情から多子世帯では反つて若干の増加を示している。又当然無子世帯のものは有子世帯に比して比較にならぬ程絶体的にも相対的にも大きく余裕のあることを勘認している。

これを地域別にみると、既に第6表からも窺はるのであるが、更にヨリ明瞭に把握するため

に前記同様に平均との比を作つてみると第7表の如くになる。

		大 大 都 市	市	部	町	部
0	子	1.02	0.99	0.99	0.99	0.99
1	子	1.08	0.91	1.05	1.05	1.05
2	子	0.96	0.93	1.07	1.07	1.07
3	子	0.74	0.90	1.11	1.11	1.11
4	子	0.79	1.11	0.98	0.98	0.98
5	子	0.73	0.96	1.13	1.13	1.13
6	子	0.75	0.83	1.11	1.11	1.11
平	均	0.93	0.96	1.05	1.05	1.05

即ち、大大都市は、一子及び一子世帯では最も大であるが、三子以上の世帯においては、著しく低値にあり、前表によると、絶沖類においては、むしろ減少していることは、注目を要する。又各世帯平均も最も低値にあることを示している。

更に、此を家数一々当りについでみると、第8表の示す如くである。

第8表 家族一人当り其他の生計費

世帯別	平均	大都市	市	郡	町	部
0 子	23.06	26.98	25.06	20.01		
1 子	9.35	11.95	8.59	9.43		
2 子	7.14	7.75	6.65	7.49		
3 子	5.88	4.87	5.16	5.70		
4 子	5.11	4.80	5.57	4.93		
5 子	4.57	4.03	4.09	6.05		
6子以上	4.93	3.92	4.68	4.05		
		全上六子基準指数				
1 子	100	100	100	100		
2 子	76	65	79	79		
3 子	63	40	60	71		
4 子	54	40	64	52		
5 子	47	34	49	64		
6子以上	49	31	48	43		

即ち、子女数の増すと共に逆減しているのであるが、その限界は一子の四〇%程度迄押し下げられている。殊に大都市においては三分の一の低下を示している。

なお、この費目の每一子増の平均増加率は〇・〇二単位にして前段の純育兒費及基本的生計費に比し益かた小さい。

以上の結果を要約すれば、子女数の増加に従い生ずる各費目の平均増加率は、純育兒費〇・三二、基本的生計費〇・〇九六、其他の生計費〇・〇二単位であり又上段のべた如き地域差をもち、他方、右の各費目一人当り低下の最低限は、その費目の性質に応じて、

夫々純育兒四五%、基本的生計費五四%、其の他の生計費四九%であり、更にこの地域差を  
みると、市部一町部は略々右の平均に近いが、大都會市では、夫々純育兒費四九%、基本的  
生計費三九%、其の他の生計費三一%の低下を示している。これは要するにこの集団の慣習  
的消費水準及その地域差を示すものである。

#### 第四 總支出と所得

本調査の客体は扶養者と子女のみの世帯として扶養者の消費分は各世帯を通じて同一であ  
るから、總支出の大小は子女数と消費慣習如何によつて規定される。従つて上段のべた事  
柄の云はば合計というに帰着するが若干の分析を試みることにする。

先づ之の数字は第9表の示す如くである。



第 9 表 總 支 出

世帯別	平均	大大都市	市 部	町 部
0 子	135.88	156.30	149.67	117.16
1 子	157.38	185.05	158.17	150.98
2 子	182.01	205.02	181.57	177.90
3 子	194.43	215.96	187.71	198.30
4 子	215.57	255.42	210.98	213.45
5 子	258.06	312.27	241.57	252.77
6子以上	257.64	257.42	267.52	253.91
平均(1-6子)	196.13	229.56	191.47	193.96

即ち、子女数の増すに従い規則的に递增しており、一子増す毎に約二〇四増であるが、唯、五子世帯において急激に増加し、六子世帯においては停滞しているのが目立つ。五子世帯の急激な増加は右の事情から純育児費の増加に因るものであることは容易に推測される。

又五子世帯の平均支出は一九六四一三契にして略々三子世帯の支出に等しい。

これを地域別にみても前記の傾向は窺はれるが、大大都市においては、この傾向が特に強く見受けられる。

なお、家族一人当りについてみると次の第10表の示す如く極めて顕著な递减傾向を示すのであるが、五子世帯で増加し、六子世帯で急激に減少する前記傾向はヨリ明確に見受けられる。又この傾向は大大都市において特に著しい。

第10表 家族一人当總支出

世帯別	平均	大 大 都 市	市 部	町 部
0 子	67.94	78.5	74.83	58.83
1 子	52.46	61.68	52.72	50.33
2 子	45.50	51.25	45.38	44.48
3 子	38.89	43.17	37.54	39.66
4 子	35.93	42.57	35.16	35.57
5 子	36.87	44.61	34.51	36.14
6子以上	32.26	32.18	33.44	31.74
一 子基準指数				
1 子	100	100	100	100
2 子	86	83	87	86
3 子	74	70	71	78
4 子	68	67	66	70
5 子	70	72	65	71
6子以上	61	52	65	61

次に、世帯の支出を購買力と見做し、所得についてみるのであるが、上級世帯は諸支出の推移傾向は一般に富裕者階級の支出はその所得だけのものである、との原則に基いて行はれていゝるものとみるべきである。この社会的所得の推移は第11表の示す如くである。

即ち、大體において五子世帯迄は逆増傾向が見受けられるのであるが六子世帯では停滞してゐる。而してこの集團の所得の社会的な上限の枠は大凡ニ三口母の所にある。この社会的な枠から上段をた六子世帯の諸支出水準の低下、特に六大都市のそれへ一人当りの基本的生計水準で三九%、其の他の生計水準で三一%への低下は説明される。

爰に二收を一子基準指数でみると次表の如く右に述べた關係はヨリ明瞭に示されてゐる。

第10表

所得 (平均日收)

世帯別	平均	大大都市	市 部	町 部
0 子	155.68 <sup>日大</sup>	181.46	157.25	146.69
1 子	169.41	243.20	157.48	163.78
2 子	182.96	216.37	175.72	183.23
3 子	193.45	208.76	194.84	190.31
4 子	202.92	243.11	202.58	175.69
5 子	220.19	243.22	226.73	208.43
6子以上	219.14	228.93	231.69	207.98
平均(1-6子)	194.12	230.68	187.93	186.52

第12表 一子基準所得増加指数

世帯別	平均	大大都市	市 部	町 部
1 子	100	100	100	100
2 子	107	90	111	112
3 子	114	86	123	116
4 子	119	100	128	119
5 子	130	100	143	129
6子以上	130	94	147	127

更にこれを家族一人当りについてみると  
 次表の示す如くである。

第13表

## 家族一人当所得

世帯別	平均	大大都市	市部	町部
0子	77.82	90.73	78.62	73.34
1子	56.47	81.07	52.49	54.59
2子	45.74	54.10	43.93	45.81
3子	38.69	47.45	38.77	38.06
4子	33.82	40.52	33.76	32.61
5子以上	31.46	34.75	32.40	29.78
0子以上	27.40	28.61	28.96	25.99
		一 子基準指数		
1子	100	100	100	100
2子	81	89	83	83
3子	68	51	74	69
4子	60	50	64	60
5子	56	43	52	54
5子以上	48	35	55	47

即ち、上段支出で見た関係に対応して、庶子世帯が特に大であるが、子女数の増すと共に大規模的の逓減傾向を示している。地域別では一子基準指数で見ると明かなる如く、大大都市の低下が特に著しい。

而してこの逓減傾向は上段のべた諸支出の逓減傾向を振り返つてみると、大体において支々相対応していることが分かる。

更に、總支出と所得の関係を見るに、既に前掲第8表、第10表からも見られる如く、平均と市部、町部では三子世帯で収支が均等し、大大都市では二子世帯で赤字が現はれている。この関係を更に明瞭に把握するために支出と所得の比を作つてみると次の第14表の示す如くである。

第 1 4

世帯別	平均	大大都市	市部	町部
0 子	1.14	1.16	1.05	1.25
1 子	1.07	1.31	0.99	1.08
2 子	1.05	1.05	0.99	1.03
3 子	1.00	0.99	1.03	0.96
4 子	0.94	0.95	0.96	0.92
5 子	0.85	0.88	0.93	0.83
6子以上	0.84	0.88	0.83	0.82

	総支出	所得	
平均	0.15	0.07	
大大都市	0.11	0.004	
市部	0.14	0.096	
町部	0.13	0.052	

平均、子女数の増す毎に規定的な逆映傾向を示し、多子世帯で約一〇〇となつてゐる。  
 なお、每一子當り支出及び所得の平均増加率を算出してみると次の如くで、是の地域的相違が明瞭に認められる。(註)

以上の觀察から、子女数別に費目別支出及總支出をみると大体において文々の所得に順応してなされてゐると云へるが、多子世帯で赤字支出を共にしているのはこの集団の慣習的消費水準と所得増加率の低位性によるが、上段をみた如く、特に純育児費支出が高いことに基づきものであり、これはこの集団の消費慣習を示すもので注目すべき事柄である。

(註)

平均	總支出線	$y = 0.83 + 0.15X$
	所得線	$Y = 0.93 + 0.09X$
大大都市	支出線	$y_1 = 0.7 + 0.12X_1$
	所得線	$Y_1 = 0.95 + 0.004X_1$
市 部	支出線	$y_2 = 0.81 + 0.14X_2$
	所得線	$Y_2 = 0.91 + 0.096X_2$
町 部	支出線	$y_3 = 0.88 + 0.14X_3$
	所得線	$Y_3 = 0.98 + 0.052X_3$

第五 幾括的觀察

先づ、以上において分析せる支出の配分關係並に教育見費、總支出及び所得の量的關係を端的に、謂はゞ模型的に、表現すれば次の諸図の如くなる。

図1. 子女数別各支出水準の相対的推移

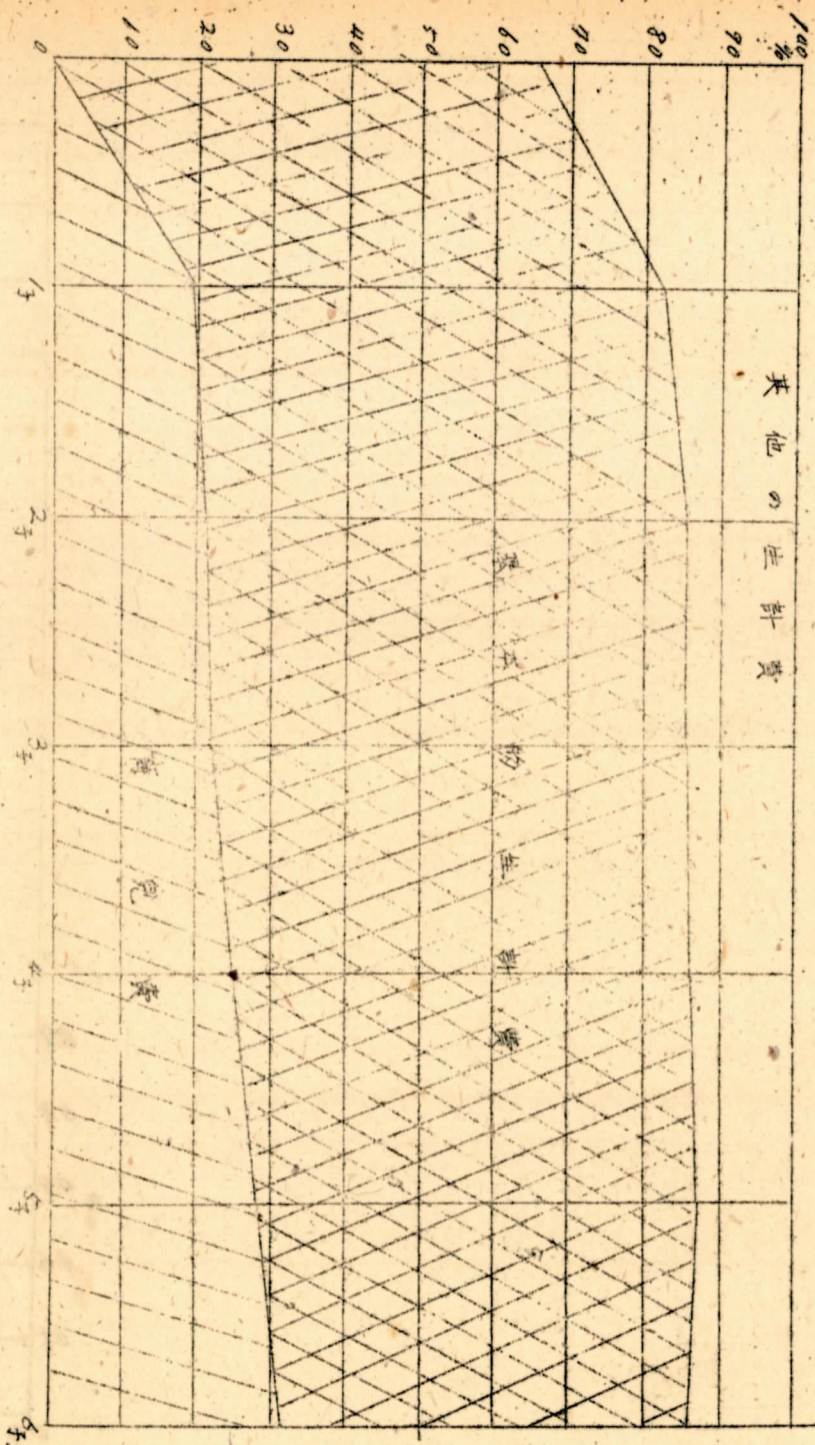
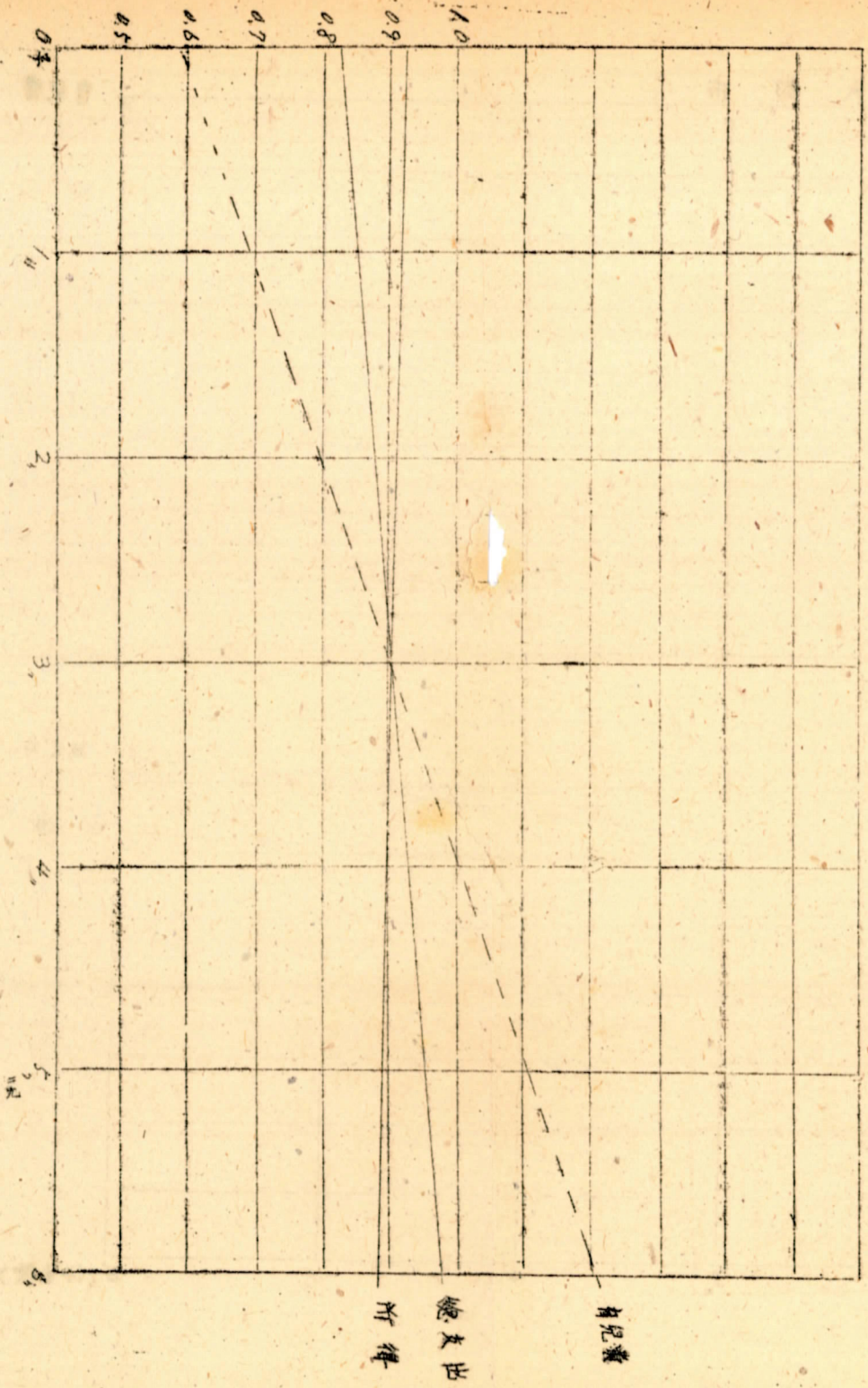


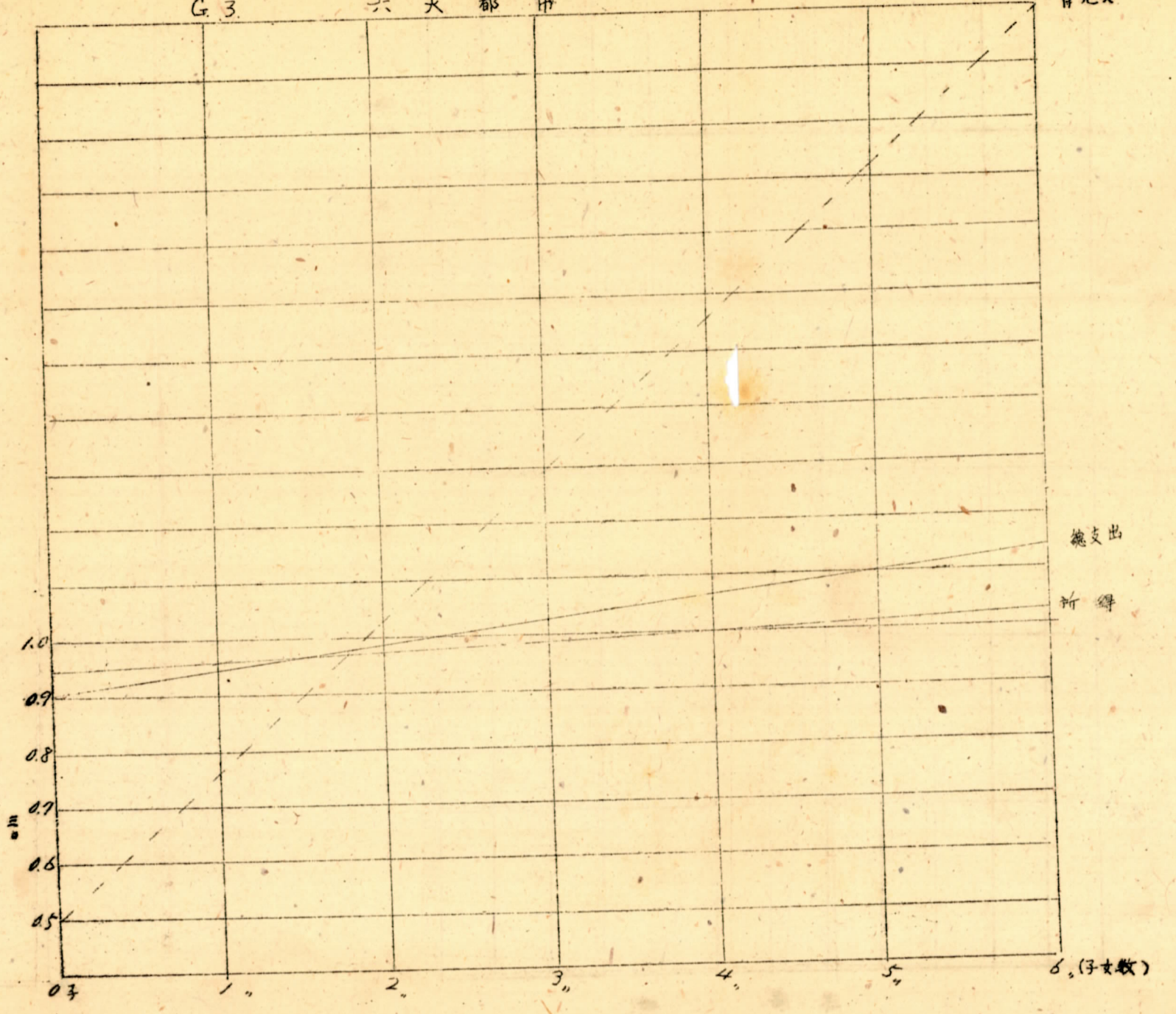
図2. 平均



G. 3.

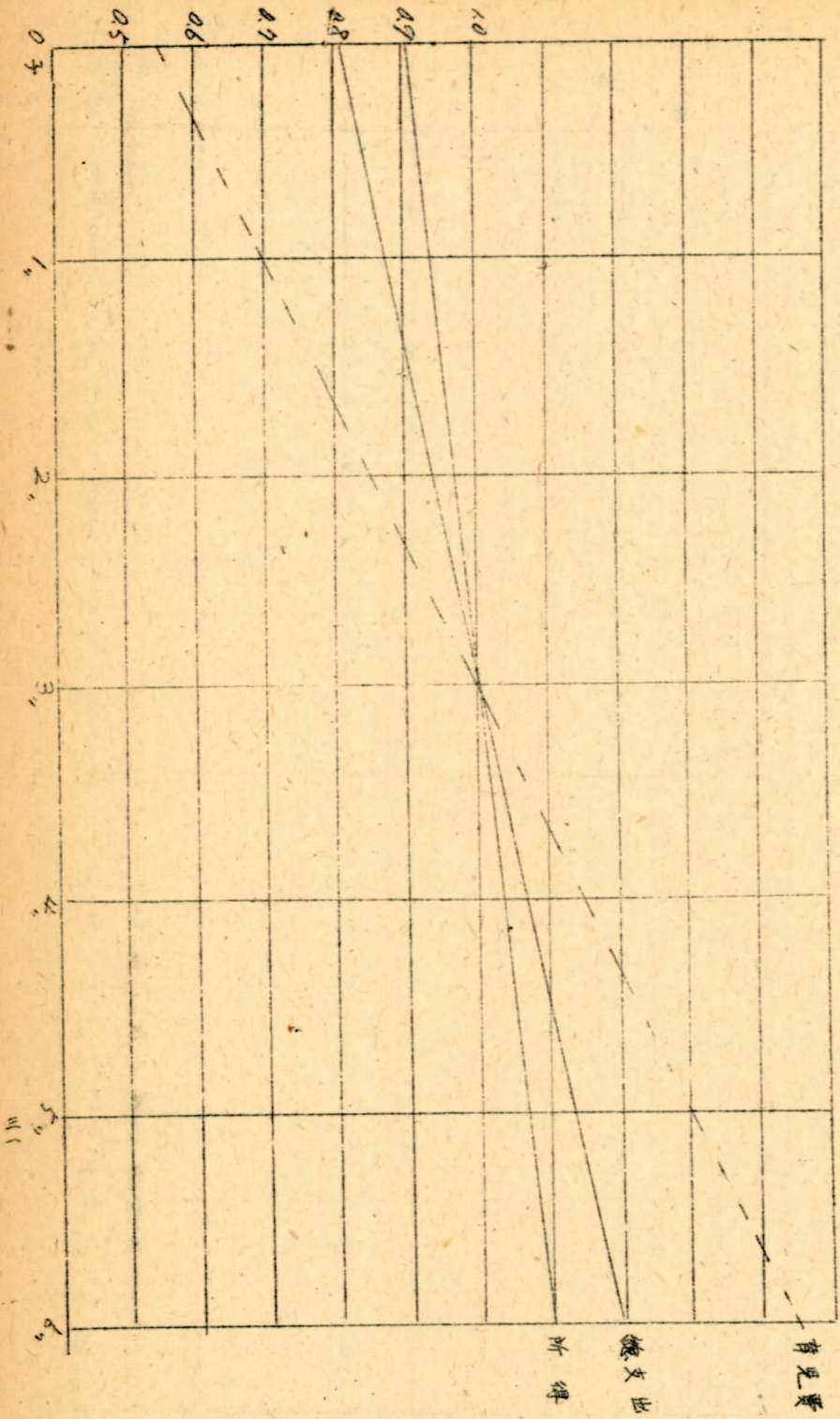
六大都市

自經費



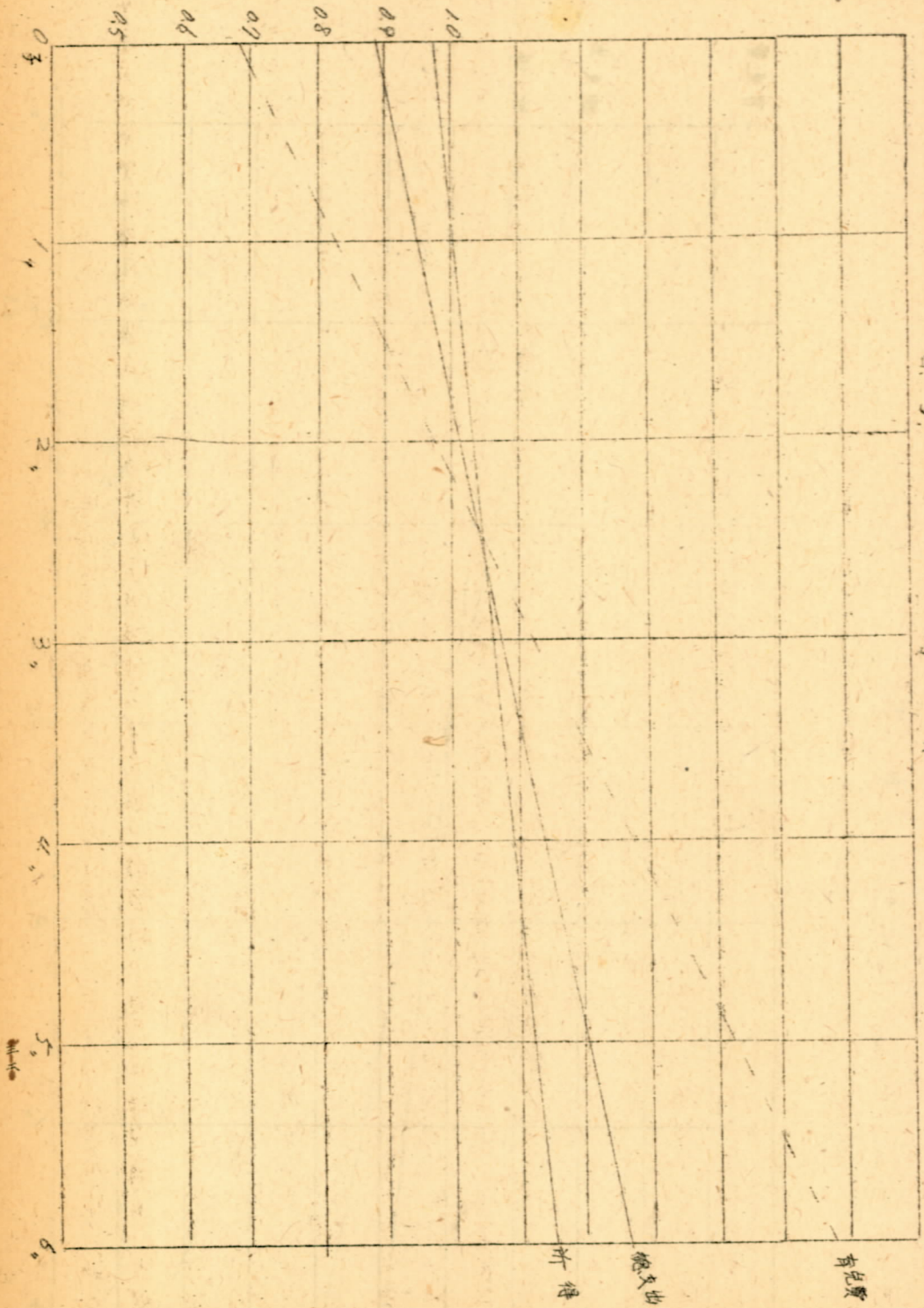


六、六、六、六



5. 5.

町 報



即ち、各支出項目の配分関係については説明する迄もなく明瞭であり、唯後者については以上において観察せるものを更に要約すれば、平均では所得と支出は三子の所で交叉するが、之はこの集団の純育兒費の支出水準の高いため三子以上の世帯では家族一人当りの諸支出水準をその費目の性質に応じて低下せしめ乍ら尙且赤字家計と看らざるを得ないのである。

又これと地域別にみると地域差が明瞭に看取される。即ち、市部では三子を越えた所で、所部では三子に達し乍ら以前に文大都市では既に二子に達し乍ら以前において夫々交叉している。これは前にみた如く、市部は支出水準も若干高いが所得増加率が更にヨリ高いからであり、文大都市は本来生計水準が高い一子世帯（小子女帯）の支出水準をみよるのであるが、加之、特に純育兒費の支出水準が高いからであることはいう迄もない。

以上においては収支の数量的変化を子女数の函数とみて、その量的関係の分析をしたのであるが、更にこの量的変化を通してこの集団の社会的生活態度が推論される。

先づこの集団が職業上公務自由業に属することは既に高い育兒関心を予想せしむるものであるが、他の職業との比較はこゝで求められないのであるが、前段みた如くその支出の数量的関係では赤字を出し乍ら純育兒費支出を増加せしめてゐる矣からみて育兒関心の高位性が推測せられよう。

本来、育兒に対する親の自然的な心情としては如何なる親も同一であると考えられるのであるが、この集団における、勤労者階級の消費はその所得だけのものであるという原則に背

背つて赤字家計において純育児費の増加と、  
これはこの集団の育児水準の高位性を示すものである。この高位な育児水準は、現在の節約乃至苦痛において将来におけるヨリ大なる満足乃至安良を求めんとする行為から出るものと解せられ、所謂近代的な合理的な生活態度といへよう。又特に六大都市においてこの傾向は強く表はされてゐる。今、斯かる行為を標準として生活水準を云々するならば、この集団の生活水準は高位にあり、又特に六大都市が然うであるといへよう。又これを子女の側面からみると、この集団の子女の文化的な生存権は高く保障されていり、特に六大都市では然うであるといへよう。

ところで、この高い子女の生存権の保障は他方において社会的な所得の格があるから、扶養者の責任上当然子女数の大いさが問題とならざるを得ないのである。そこで上段の子女数別世帯の分布を振り返つてみると、平均及市部、町部では三子世帯に最頻値があり、六大都市では二子世帯にあつたことが回顧される。更にこの事實は前段を通過してみれば、収支及諸支出関係が太々三子及二子世帯において大凡均衡を保つていた事実との関係において、養育者の責任上、或いはこの縦り逆せば、扶養者がその扶養の責任を前述の本末の意味において果し得る限度は、平均及市部、町部では三子、六大都市では二子にあるということである。六大都市はヨリ高き扶養責任から子女数がヨリ制限されるのである。

斯くして、子女数別に育児費を觀察すると、右の如き意味において、前得等の社会的制約に基いてこの集団では三子或いは二子という子女数の社会的標準が統計的に帰納されること

に基いてこの集団では三子或いは二子という子女数の社会的標準が統計的に帰納されるこ

とに背らう。本がもこの標準が地域差をもつ所に社会的集団の本質が見受けらるものといへよう。

（三 國 技 官）